

飯田市グリーン購入基本方針

飯田市

1 目的

大量生産・大量消費型の社会は、豊かな生活をもたらすと同時に、地球温暖化・廃棄物問題などの環境問題をもたらす原因となった。この社会システムを根本から見直し、持続的発展が可能な循環型社会を構築することが必要である。

そこで、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(以下、「グリーン購入法」)に基づき、環境物品等の優先的購入を推進し、環境負荷の低減を図ることにより、低炭素な社会の創造を目指す。

2 定義

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷がより小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することを言う。

3 基本原則

(1) 購入する前に必要性を十分に考える。

(2) 資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

- ① 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が軽減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ⑧ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

(3) 環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを可能な限り優先して購入する。

- ① 組織的に環境改善に取り組む仕組み(環境マネジメントシステムの導入)があること。
- ② 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減、グリーン購入などに取り組んでいること。
- ③ 環境情報を積極的に公開していること。

(4) 製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する。

4 対象品目及び判断基準

対象とする品目及び判断基準については、「飯田市グリーン購入調達方針」に定める。

5 推進体制

基本方針及び調達方針に従い、ISOの取り組みとして市役所全体で目標を設定し、ISO事務局（環境モデル都市推進課ISO推進係）を中心に取り組む。

6 適用範囲

「飯田市役所環境マニュアル」の適用サイトにおいて調達する物品及びサービス。

7 調達方針及び調達実績の公表

ISO事務局は、調達実績を把握し、調達方針と合わせて目標の達成状況を公表する。

8 基本方針及び調達方針の見直し

グリーン購入法の改正、グリーン購入に関わる社会情勢の変化、目標の達成状況などを踏まえて必要に応じて見直しを行う。

施行

平成22年4月1日

改正

平成28年4月1日